

第24回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年5月24日（金）

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時25分

第24回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第125号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第127号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第128号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第129号 地域計画における目標地区の素案の決定について

議案第130号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第118号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第119号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第120号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第121号 農業用施設用地に供する届出について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	長 谷 川	勲 君	2 番	岸 田	一 男 君
3 番	池 田	庄 司 君	4 番	岡 田	武 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君	18 番	奈 良	晴 夫 君

欠席委員 3名

会長代理	杉 田	孝 行 君	5 番	川 鍋	優 君
11 番	高 橋	七 海 君			

推進委員

菖蒲 10	石 井	松 江 君	菖蒲 11	森 田	清 君
鷺宮 5	長 谷 川	智 英 君			

事務局

事務局長	田 中	智 也	副 主 幹 兼 係 長	村 田	直 洋
主 任	松 田	知 也	主 任	松 崎	宣 幸
主 事	横 山	玲 央			

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、皆さん、こんにちは。ただいまより第24回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、1番、杉田委員、5番、川鍋委員、11番、高橋七海委員のほうから欠席の連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長より挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。17番、早野委員、18番、奈良委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案3ページを御覧ください。初めに、4月26日、埼玉県春日部農林振興センター主催による令和6年度埼玉地域農業振興推進会議が春日部地方庁舎にて開催され、私が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、5月14日、農業委員会埼玉地方協議会通常総会が三郷市役所において開催され、会長の代理といたしまして私が出席いたしました。議題の内容は御覧のとおりでございます。

次に、5月23日、埼玉県農業会議主催による農業委員会事務局長会議があけぼのビルにおいて開催され、私が出席いたしました。会議の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第125号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第125号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第125号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号241302、譲受人、譲渡人ともに除堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、除

堀地内の畑2筆、合計141平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人につきましては、現在水稲及び野菜を合計36アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242301、譲受人は菖蒲町新堀の方、譲渡人は茨城県古河市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の田2筆、畑3筆、合計3,963平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を711アール耕作しており、取得後につきましては水稲などの作付を予定しているということでございます。

続きまして、6ページ、申請書番号242303、譲受人は菖蒲町上栢間在住の方、譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑1筆、284平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人につきましては、現在水稲及び野菜を合計で506アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242304、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、864平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人につきましては、現在水稲及び野菜を合計で41アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242305、242306は譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。譲受人は菖蒲町台在住の方となっております。こちらの案件については、令和6年2月の総会にて譲受人が農地を取得する要件を備えているかどうかについて審議していただいた案件であり、国税局による公売物件となるため農地法施行規則の規定により単独での申請となります。土地の表示につきましては、242305番は菖蒲町台地内の田1筆、676平米、242306番は菖蒲町台地内の田1筆、366平米でございます。権利の内容は、公売によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人につきましては、現在水稲及び野菜を合計211アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、7ページ、申請書番号242307、譲受人は桶川市に移住の方、譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の田2筆、畑2筆、合計4,213平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人につきましては、現在水稲及び野菜を合計で114アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。

以上、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田でございます。5月18日の土曜日ですが、早野委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

資料の1、241302を御覧ください。案内図、それから右側に公図の写しがございます。ちょっと目印がありませんのですけれども、県道春日部・菖蒲線を、除堀地内なのですが、ここを少し先に行くと江面郵便局があります。その手前の丁字路を久喜から菖蒲に向かいまして右に曲がっていただいて、120メートルぐらい入った場所が現在の申請地です。除堀地内の集落の中にあります。農地の状況ですが、畑でございます、現地はジャガイモやネギが作付してありました。申請地は、譲受人の宅地のすぐ東側に接する農地となっております。農機具の所有状況ですが、トラク

ター、田植機、コンバイン、乾燥機と1台ずつありまして、申請後適切に耕作されるものと思われます。

以上でございます。

○6番（柴崎行雄君） 6番、柴崎でございます。22日に渡邊委員と現地調査を行いましたので報告いたします。6案件ありますので、よろしくをお願いします。

資料2—1、資料2—2、242301を御覧ください。まず、2—1のほうなのですが、見沼代用水の上にしょうぶ会館があると思うのですが、そのすぐ下に2か所、筆でいうと3筆になるのですが、周辺が畑でして、両方とも麦が耕作されておりました。なお、右のほうですが、同じくしょうぶ会館右側の新橋を真っ直ぐ下に降りてきたのが今度は2—2の図になります。小林沼の上に2か所あると思うのですが、こちらは水田地帯でして、2筆とももう田植えの準備がされているという状況でした。取得後は田植え、それから麦を耕作するということですので、問題ないと思います。

次に、資料3を御覧ください。242303になります。中央に神明神社参道というふうにあるのですが、埼玉県でも最も長い参道と言われている参道なのですが、その右側に細く囲まれている場所になります。この畑につきましては、整地されておりまして、野菜でナスの栽培をするとのことでした。

次の資料4、242304を御覧ください。下のほうに森下緑地グラウンド、森下公民館というのがあるのですが、それより上に約300メートル、囲まれた場所になります。ここは畑になっておりまして、周辺も畑で野菜が耕作をされていたりしている場所です。現在は、ここの場所でスイカか何かだと思うのですが、ビニールがかぶさって5か所ほど耕作されている状況でした。非常によく整備されていました。

次に、資料5、242305を御覧ください。同じく先ほどの説明のとおり、資料6、242306、公売の田んぼですが、資料6のほうの方が分かりやすいと思いますので、そちらのほうを御覧いただくと、資料5と資料6の図がほとんど同じということが分かるかと思えます。この2つが公売になるところであります。2か所ともに水田になります。両方とも田植えの準備が進められているという状況でした。

最後になります。資料7、242307を御覧ください。左側に菖蒲パーキングエリアというふうにあります。圏央道の菖蒲パーキングのすぐ近くになります。上のところが水田地帯、真ん中のところが同じく水田地帯、一番下のかぎの状態のところは畑になっております。上の2か所については既に田植えの準備が進んでおります。下のほうにつきましては畑ということになっておりますが、非常に整地されていて場所も分かりやすかったです。畑ですが、ここでも水稻を行うのではないかなというふうに思えます。

以上6件、現地調査をいたしました結果、許可相当であるというふうに判断いたしました。よろしくお願いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの岸田委員、柴崎委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第125号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第126号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書9ページ、申請書番号241502、譲受人は北中曽根に事務所を置く宗教法人、譲渡人は北中曽根在住の方となっております。土地の表示につきましては、北中曽根地内の畑1筆、763平米でございます。申請の内容につきましては、墓地の敷地拡張を目的とした転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。当該法人が管理する墓地については、現在残りの区画が少なくなっており、今後数年で埋まってしまうことから、新たに墓地の敷地を拡張することを計画し、今回近隣で土地を探していたところ、現在の墓地の隣地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号242501、譲受人はさいたま市に本店を置き建築工事の請負等を行っている法人となります。譲渡人については菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、171平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場及び駐車場の敷地拡張を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地に規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は現在の営業所については敷地が狭く、車両の出し入れの際に大変苦勞し、また資材置場や従業員用の駐車スペースを確保することも困難な状況となっております。今回近隣で土地を探していたところ、現在営業している隣地の所有者から了承を得られたことから、資材置場及び駐車場のための敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページ、申請書番号243502、譲受人は白岡市に本社を置き精密板金加工業等を営んでいる法人となります。譲渡人は鷲宮2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、998平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は久喜市のほかに白岡市にて事業を営んでおりましたが、白岡市の工場を一部縮小せざるを得ないことに伴い、久喜市に工場を建築しましたところ、従業員や来客者の駐車場が不足している現状が続き、新たな駐車場を設けることを計画していたところ、現在稼働中の工場の隣地である当該申請地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号244504、譲受人は宮代町に本店を置く法人、譲渡人はさいたま市浦和区在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、706平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります整骨院建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在宮代町で整骨院を営んでおり、開業から25年が経過し、予約も多く施術用のベッドも不足していることから、新たに診療所を増やしたいと思い、適地を探していたところ、以前からのお客も通いやすく、交通利便性のよい当該申請地へ診療所を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上4件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 2番、岸田です。5月18日に、早野委員さんと現地を調査いたしましたので報告いたします。

資料8、241502を御覧ください。案内図で上清久という字が右下に目立つと思うのですが、ここに清久コミュニティセンターというのがあります。その清久コミュニティセンターから西に200メートルぐらい直線で行きましたのが、現在の申請場所でございます。この申請地なのですが、申請地の北側は宅地、それから畑になっております。それから、東側は譲受人の墓地と駐車場になっております。それから、南側なのですが、南側は市道となっております、この市道を挟んでやはり譲受人さんの本堂と社務所がございます。それから、西側は畑があります。隣地との境界にコンクリートブロックを設置するとのことで、全体的に特に支障はないということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○6番（柴崎行雄君） 6番、柴崎でございます。22日、渡邊委員さんと現地調査を行いましたので報告いたします。

資料9、242501になります。その図の左上のほうに、おばやし保育園というのがあるのですが、同じように県道笠原・菖蒲線という太い道路の下のほうに、小林神社というのが400メートルぐらいのところにあります。以前梨畑であったところにこの会社が建っております。道路沿いに宅地がありますが、それを囲むように、道路沿い全て鉄板の塀で囲まれております。その西側の畑のほうになるのですが、そこが拡張したいという場所になります。歩いて入るぐらいの細い道なのですが、そこを入りますと本当に小さな場所で、ちょっと草が生えた、ここが対象の土地ということになっています。周りは特に野菜等は作られてなく、トラクターがかけられたような整地されているような状態の畑であります。なお、ブロック塀で2段積みにしてパイプブロックを行うということで、特に周りの畑に影響はないと思います。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。5月19日に現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号243502、総会資料10をお開きください。申請地は久喜市立栗橋西小学校、この地図にはちょっとございませんけれども、ここから南西に1.4キロほどの集落に位置をしております。御覧いただいております地図の中心部を県道さいたま・栗橋線が通過しておりますけれども、右側が現在工事中的の高柳工業団地でございます、左、道路から約300メートルほど入ったところが申請地でございます。周囲の状況は、この地域は住宅、工場及び農地が混在する地域でございます、農地につきましてはほとんどが休耕地でございます。申請地の状況でございますが、現状畑でございます、休耕地で保全管理がされておりました。周囲につきましては、北側が市道、東側が譲受人の工場でございます。南側も工場で宅地、西側が一部宅地及び農地でございます。被害防除につきましては、高さ50センチ程度のブロック塀を設置をして、土砂の流出対策等を考慮しておるようでございます。駐車場としての利用でございますので、汚水や雑排水の利用もないということから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上の申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断をいたしました。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城です。5月22日に現地調査をした結果を発表します。

資料11を御覧いただきたいと思えます。申請地は、市立東鷲宮小学校から北東に100メートルほど行ったところに位置しております、北側が宅地、東側がデイサービス、それと南と西側が道路と、こういう状況でございます。申請地は、JRの東鷲宮駅から徒歩で15分程度の距離でございます、申請の整骨院への来院も容易であるということから、出店を希望しているようであります。申請地は、既に土地改良区の手続も完了しているようでありまして、周囲に被害を及ぼすような状況ではないというふうに判断をいたします。

よって、申請内容及び現地の状況等から、許可相当と判断をいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第127号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第127号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、久喜14番から16番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第127号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の12ページから14ページになります。今月18件の申出を受け付けておりまして、うち新規案件が7件でございます。それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、12ページ、申請書番号、久喜の14番から16番までは借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が、除堀地内の畑9筆、合計8,027平米でございます。借手は行田市にあります公益社団埼玉県農林公社、貸手は除堀在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑10年間、賃借料が反当たり1万円を予定しているものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号、菖蒲18番、利用権を設定する農地は菖蒲町上栢間地内の田6筆、合計5,247平米でございます。借手は桶川市在住の方、貸手は菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲19番、20番は借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地は菖蒲町柴山枝郷地内の畑4筆、合計2,737平米でございます。借手は菖蒲町柴山枝郷に住所を置く法人、貸手は菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲24番、利用権を設定する農地は菖蒲町上栢間地内の畑1筆、343平米でございます。借手、貸手ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑2年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて47筆、5万9,454平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

初めに、菖蒲18番、24番の借手につきましては、菖蒲10地区の石井松江推進委員よりお願いします。

○菖蒲10（石井松江君） 今回の利用権設定の農地の借手の方は、桶川市在住の方で、水稻を200アール耕作しております。全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動も積極的に活動しております。もう一人の方は、5月23日に耕作しているところを見てまいりましたが、キュウリやナス、ジャガイモを耕作しております、きれいに管理されております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲19番、20番の借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

○菖蒲11（森田 清君） 菖蒲11、森田でございます。今回利用権を設定する農地の借手の方は、同じ菖蒲町内柴山枝郷に住んでおられます方で、彼はメインとして長ネギ栽培をやっておりまして、彼が今やっておところは除草とか全てきれいにやられておりまして、何ら問題ないものと思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で、新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第127号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第128号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第128号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第128号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の16ページ、久喜の2番、設定を受ける農地が除堀地内の畑9筆、合計8,027平米でございます。借手の方は、白岡市に住所を置く法人でございます。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑10年間、賃借料が反当たり1万円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第128号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第129号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第129号 地域計画における目標地図の素案の決定についてを上程します。
事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹係長（村田直洋君） それでは、議案第129号 地域計画における目標地図の素案の決定について、こちらについては、先日議案書と一緒にデータのほうを配付させていただいております。今回は同じものを前方のスクリーンに投影をさせていただきます。投影しながら私のほうでお話をさせていただきたいと思います。

今後高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集積化、集約化等に向けた取組を加速化することは喫緊の課題です。このため人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計画を定め、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため法改正を行い、令和5年4月1日から施行しました。地域計画と地域農業のおおむね10年後の将来の在り方について、農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定するものです。地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか、将来の農地の利用を考えた目標地図も併せて作成をします。目標地図は、10年後の1筆ごとの農地をどの担い手に集積、集約化するかを表した農地利用の将来図となるものです。

農業委員会は、この地域計画を策定するために、その地域の目標地図の素案を作成して市に提出することが求められています。この素案についてでございますが、令和3年度から令和5年度までの3か年度で久喜地区、栗橋・鷲宮地区、菖蒲地区において、1,000平米以上の農地を所有する農家の皆様に農業経営及び農地利用状況に関する調査を実施しました。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、調査票の配付及び回収などを寒期中行っていたいただき、ありがとうございました。その調査票の中で、今後の経営規模意向についてを聞いております。素案では、その回答を地図上に色別に表示しており、青は経営規模を拡大したい、緑は現状維持、赤は経営規模を縮小したい（農業をやめたいを含む）でございます。この素案を市に提出し、今後各地域で話し合いの際に活用され、令和7年3月末までに地域計画を策定するものです。

地域計画における目標地図の素案の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

野口委員さん。

○14番（野口和幸君） この色分けなのですけれども、青が拡大ですか、赤が現状維持で緑が縮小という考え方でよろしいでしょうか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） はい。

○14番（野口和幸君） それで、これ例えば色分けして、どのような効力が今後生じてくるのか、それが1点。それから、この色分けの根拠がちょっと分からなかったのですけれども、これアンケート調査の結果ですか。これをちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、それから3点目、例えば基盤整備がなされていない地域については、これらを考慮した色分けをしたのかどうか、それが3点目です。取りあえず3点お願いします。

○会長（長谷川 勲君） 村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） まず、1点目の色分けはどのような活用を今後されていくかということなのですが、今後なののですが、2点目の質問に対する回答を先にやらせてもらうのですが、先ほどの説明でも言ったのですが、アンケートをどこで取ったのかというのは、毎年1月ぐらいに1,000平米以上の農家さんに経営状況に関する調査のアンケートを送っているところなのですが、その中の一つの質問の中でそのような今後農地をどうしていきたいかというのを、現状維持とかのを聞いているものを、地図上に反映させたものということになります。

それから、1点目の質問に対する回答ですが、色分けをどのように使っていくのかというのは、今後地域の中で、うちの市でいえば農業振興課のほうを中心で行っていくのですが、そちらのほうが各地区で恐らく会議を開いていく中で、一つのアンケート結果というのが反映されて活用されていく、どこの誰かに集約、こういうふう所有者が答えているのですが、この所有者の人は農地をこれから縮小していきたいのだけれども、例えば誰かこのところをやってくれる人っているかなという、そういった一つの目安として活用されていくのかなという感じですか。

3点目の基盤整備を考慮されているのかというのは、こちらのほうは特に基盤整備されているかどうかというのは特に考慮はされていないものになります。あくまでも所有者の方が農地を今後どうしていきたいかという、考えているものを反映させたものということになります。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

そのほか質問はございませんか。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 1つだけ確認したいのですが、地域計画の目標地図を令和7年の3月までに作るということですね、久喜市が。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 工程の中でもそうなっていますので、そのように進むかと思います。

○2番（岸田一男君） それの素案がこれですよということですね。農業委員会として素案を出すのだから、その素案がこれですよということで、農業委員会が出すということですね。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 1つ素案としてこれを出します。

○2番（岸田一男君） その後は農業振興課が動きますよということですね。

○副主幹兼係長（村田直洋君） そうです、農業振興課が中心となって各地域において話し合いを進めていくということになります。

○2番（岸田一男君） 各地域において話をして、7年の3月までに結論出すと、そういうことですね。

○副主幹兼係長（村田直洋君） そういうことです。

○2番（岸田一男君） 分かりました。ありがとうございます。

○14番（野口和幸君） すみません、もう一つ。

○会長（長谷川 勲君） 野口委員さん。

○14番（野口和幸君） すみません。14番、野口なのですが、この結果を踏まえて来年というか令和7年にその方針を出す、そういう考え方なのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 1つ言っておく話になりますけれども、地域計画とか目標地図を作る、これ目標地図の素案なのです。目標地図を作るのですが、そこで完成ではないのです。あくまでもそれは令和7年の3月末

時点の目標を作るものです。その目標を基に、さらに地域で集積、集約化について話し合いを進めていきたいと思いますというのが国の考え方なのです。だから、その時点で全部が完成しているというものではないと思います。

○14番（野口和幸君） よろしいですか。

○会長（長谷川 勲君） 野口委員さん。

○14番（野口和幸君） 地域で話し合いをするということなのですが、地域の農業者を対象とした話し合いをして、それで令和7年にまとめていくと、そういう考えでよろしいですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 恐らく1つは清久地区とかのほうでは話し合いをしているところがあるのですけれども、去年の時点ですけれども、恐らく同じように話し合いを進めていくものと思われれます。

○14番（野口和幸君） それは地区別ということでしょうか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 久喜市12地区に分かれていますので。

○14番（野口和幸君） 主催はどこでやるのですか、農業振興課ですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） そうです。

○14番（野口和幸君） 分かりました。では、各地域の農業者にその案内は行くということですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） はい。

○14番（野口和幸君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。議案第129号 地域計画における目標地図の素案の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長（長谷川 勲君） 多数をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第130号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第130号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第130号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本日お配りさせていただきました右肩に議案第130号資料と書かれたものを御覧ください。

先日、実施状況案を郵送にてお配りさせていただきました。農業委員と農地利用最適化推進委員からご意見を頂戴したところでございます。短い期間になってしまいましたが、ご協力ありがとうございました。今回委員の皆様からご指摘等ございませんで、実施状況案をそのまま今回の議案として配付させていただいております。この実施状況についてでございますが、農業委員会は農業委員会等に関する法律の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。その中で、昨年度目標として掲げたものの実施状況を確認し、公表するものでございます。

1ページ目の農業委員会の状況については、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数や農家、農地等の概要となっております。

2 ページ目が、農地の集積、遊休農地の解消の実績を記載しております。集積目標50ヘクタールに対して、29ヘクタールの集積でございました。また、遊休農地の解消目標6ヘクタールに対して12.3ヘクタールの実績でした。

3 ページ目が、新規経営体の参入実績ですが、14.7ヘクタールの目標に対し、9経営体の参入で4.7ヘクタールの実績でした。

4 ページ目、最適化活動についてで、3回の活動強化期間の設定を目標とし、3回の実績でした。

5 ページ目が、新規参入相談会の参加についてで、2回を目標とし、9回の実績でした。

最後6 ページ目が、総会や農地転用事務の実施状況でございます。

総じて、目標に対し、期待を上回る結果が得られました。

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。議案第130号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入らせていただきます。

初めに、20ページから23ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月11件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、25ページから27ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は7件の届出を受理しており、相続等を原因とする届出となっております。

続きまして、29ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月3件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、31ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時25分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年5月24日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 早 野 公 夫

署 名 委 員 奈 良 晴 夫